

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年11月4日(2016.11.4)

【公開番号】特開2015-156854(P2015-156854A)

【公開日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-055

【出願番号】特願2015-3017(P2015-3017)

【国際特許分類】

A 2 3 L	2/38	(2006.01)
A 2 3 L	33/10	(2016.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)

【F I】

A 2 3 L	2/38	C
A 2 3 L	1/30	B
A 2 3 L	2/00	F
A 6 1 K	35/78	J
A 6 1 K	31/352	
A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 K	47/26	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月14日(2016.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テクトリゲニン類及び人工甘味料を含有することを特徴とする組成物。

【請求項2】

人工甘味料がアセスルファムカリウム、アスパルテーム、スクラロース、ステビアから選ばれる少なくとも1つを含有することを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

テクトリゲニン類及び人工甘味料を含有することを特徴とする容器詰め飲料。

【請求項4】

人工甘味料がアセスルファムカリウム、アスパルテーム、スクラロース、ステビアから選

ばれる少なくとも 1 つを含有することを特徴とする、請求項 3 に記載の容器詰め飲料。